

第11回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月5日(金) 午後2時00分から午後3時01分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員(21名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通	3番	松尾 健一
4番	牛島 徹也			6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪 知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原 一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
		14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
		20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
22番	三宅 覚	23番	池尻 律芳	24番	國武 覚

4. 出席最適化推進委員(13名)

3番	平井 照也	4番	牛島 由美子	6番	中島 敏彦
10番	下川 栄一	13番	中島 壽敏	19番	松崎 保元
		24番	田形 隆徳	26番	堤 政信
30番	田中 勝之			36番	野中 円三
38番	原 義博	40番	東 正洋	44番	末崎 博利

5. 欠席委員 農業委員(3名)

5番	小川 哲郎	13番	高山 和典	19番	茅島 澄雄
----	-------	-----	-------	-----	-------

6. 欠席委員 最適化推進委員(2名)

20番	井上 元己	32番	野中 敏成
-----	-------	-----	-------

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第48号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定

の処理について

報告第20号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

報告第21号 農地法施行規則第53条の規定による報告について

報告第22号 農地改良行為の届出について

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
黒木支所 渡部 真弓 立花支所 大久保 南那瀬 上陽支所 大淵剛
星野支所 近藤 理和 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長

みなさまこんにちは。すっかり秋らしくなりまして、朝夕めっきり冷え込むような季節となりました。山間部では特に紅葉の見ごろというような時期になってきておるようでございます。本日は、令和3年第11回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。只今より、農業委員会総会を開会いたします。

（ 議長 着席 ）

議長

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 21名

農地利用最適化推進委員 13名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、14番今村嗣範委員、15番増永勝広委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(案件朗読)</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告4件・議案4件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>報告第19号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については11件です。解約のあった土地17筆のうち、田12筆、畑5筆、合計面積15,971㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>5ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。
事務局	2番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。
事務局	3番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。
事務局	4番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小</p>

	<p>と譲受人の新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>譲受人は現在会社員ですが、以前より農業にご興味があり、今回譲り受けた農地で、ご自身で柿を中心に果樹の作付を計画・予定されています。また、今後は上陽町に移住し、知人から指導を受けながら営農されます。出荷先はJAを予定されています。</p> <p>3条及び利用権設定の合計面積が4,868㎡であり、下限面積については問題ありません。以上、ご審議をお願いいたします。</p> <p>議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 8番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p> <p>議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番と9ページ番号19番は、下限面積関連のため一括して審議いたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 9番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 続けて9ページ19番を説明いたします。(議案書朗読)貸人と借人が3年間の使用貸借権を設定される申請です。 譲受人は現在、電気関係の会社を営んでおられますが、以前から農</p>
--	---

事務局	業に関心があり、親類である譲渡人が筑後市へ転出され、また、ご高齢となられたこともあり、譲渡人の農地で就農されることを決められました。今回、譲り受けた農地で野菜や栗を作付される予定で、譲渡人より営農指導を受けられる予定です。販売先は直売所等を予定されています。所有権移転の面積が3,768㎡、使用貸借権設定の面積が1,272㎡、合計5,040㎡で下限面積については問題ありません。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。
事務局	10番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。
事務局	11番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>15番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>16番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲渡人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>18番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人は相手方からの要望により取有権移転贈与をされる申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 次の19番は審議済みです。10ページをお願いいたします。 はい、どうぞ。田村委員。</p>
農業委員 21番	<p>昨日、ちょっと申請事由のところとか備考欄のところをお願いがあったんですけども、まあ今回は別に問題はないんですけども、申請事由のところ経営縮小等の言葉がずっと並んでいるわけですね。ちょっとわかりやすく言うと、先程の黒木の新規営農のところの経営面積が分かりやすいんですけども、譲渡人の経営面積が、全部渡すのではなくて、あと90㎡程しか残ってないわけですね。そうすると、申請事由の経営縮小という言葉が当てはまるのかなと、農業廃止されているのではないかなという風に思われるんだけど、ほとんどが経営縮小・経営拡大という言葉でなっているんだけど、具体的に本来の理由というのはどういう形で上がってきているのかなともありますので、そのあたりは明確に書かれてあるのかなと。</p> <p>それと、議案書的に例えば新規営農なら、先程、述べましたけれど、</p>

<p>農業委員 21番</p>	<p>柿を作るとかですね、そのような形で口頭上では言われましたけれども、議案が上がってきたときに、ページを見たら分かるわけですよ。特に八女市以外から農業経営を行う方に関しては、なんかこう、備考欄に限りがあるかなと。例えば、柿をしますとか、苺をしますとか、栗をしますとかね。そうしないと全く判断がつかないでしょうと。ただ見ただけで終わると。ある程度のところで判断できるような内容を書いてもらえるとありがたいかなと思っているんですけども、まあ、どうかなと思いました。</p> <p>それと、面積関係ですけど、先程報告があったところですけども、合計面積のことで悪いけども、我々が足し算しなければ出ないのだろうか、そこのところ含めての報告ということで述べさせてもらいました。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請事由と備考欄への記載については、もう少し具体的でわかりやすいような表現・対応を検討したいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>我々もそういった指摘があったことを受けて、内容の整備にかかりたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして議案第48号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、農業委員14番今村嗣範委員、農業委員18番中村善徳委員、農業委員19番茅島澄雄委員、農地利用最適化推進委員3番平井照也委員は、八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係する委員さんは席を下げいただきますようお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご説明いたします。本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して、決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が7件、利用権設定の案件が151件ございます。</p> <p>番号1番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号2番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p>

	<p>番号3番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号4番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号5番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号6番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号7番、(議案書朗読)譲渡人より中間管理機構へ売買により所有権移転されるものです。</p>
事務局	<p>12ページから56ページが利用権設定の各筆明細となっております。期間は1年～20年までの新規・再設定合わせて利用権設定件数151件、利用権を設定する土地497筆、合計面積529,446.73㎡です。</p>
事務局	<p>今回は新規営農の案件がございますのでご説明いたします。35ページ番号93番をお願いいたします。この案件は36ページ番号94番と関連がありますので一括してご説明いたします。</p> <p>まず35ページをお願いいたします。番号93番、(議案書朗読)貸人より借人へ5年間の賃借権設定の申請です。</p> <p>続いて36ページをお願いいたします。番号94番、(議案書朗読)貸人より借人へ5年間の賃借権設定の申請です。</p> <p>借人についてご説明をいたします。93番、94番の借人のお二人はご夫婦で、これまで夫のご実家の農業のお手伝いをされてこられ、農業経験は十分におありです。この度知り合いである貸人から農地を借り入れ、貸人から技術指導を受けながら、苺の栽培を開始されます。出荷先はJAを予定されておられます。</p> <p>経営面積は93番、94番を合わせて2,057㎡ですが、青年等就農計画書の添付がございますので、下限面積条件の適用は受けないこととしております。</p>
事務局	<p>続きまして54ページ番号150番をお願いいたします。この案件下限面積の関連がありますので55ページ番号151番～153番までを一括してご説明いたします。</p>

	<p>番号150番、(議案書朗読)貸人より借人へ5年間の使用貸借権設定の申請です。</p> <p>55ページをお願いいたします。番号151番(議案書朗読)貸人より借人へ5年間の使用貸借権設定の申請です。</p> <p>番号152番、(議案書朗読)貸人より借人へ10年間の使用貸借権設定の申請です。</p> <p>番号153番、(議案書朗読)貸人より借人へ5年間の使用貸借権設定の申請です。</p> <p>借人は長年、星野村の事業所に勤めながら、茶の摘採期には共同茶工場のオペレーターをされております。今回、茶畑を借り受けられ、知人の指導を受けながら本格的に茶業に取り組まれます。出荷先はJA及び直売所を予定されておられます。下限面積については54ページ150番、55ページ151番～153番を合わせまして、10,076㎡ですので、問題ございません。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>はい、田村委員。</p>
農業委員 21番	<p>前回も言ったんですけど、新規営農の場合で、筑後市出身の方は筑後市の新規営農に当てはまるのか、それとも八女市なのか、どちらになりますか。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。今回の申請をなされた借人なんですけど、実家が星野村にありまして、現在の住所が筑後市になります。筑後市では農地をお持ちではありません。今回、八女市の方で営農をされる予定です。</p>
農業委員 21番 議 長	<p>分かりました。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>関係する委員さんは元の席にお戻りください。</p> <p>57ページをお願いいたします。</p>
議 長	<p>報告第20号、農地法施行規則第29条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明させていただきます。申請地の場所は、県道唐尾広川線と県道柳瀬筑後線との交差点から県道唐尾広川線を150m程北へ進んだ農地になります。（議案書朗読）292㎡の内130㎡を農業用倉庫用地として利用されます。農業用倉庫につきましては約80㎡の鉄骨造倉庫です。倉庫には農業用機械が格納されます。隣接農地の同意はあります。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番について説明いたします。申請地は、黒木町木屋の原地区の原公民館から200m程の農地になります。（議案書朗読）124㎡の内38.3㎡を農業用倉庫用地とされるものです。倉庫内には農業用資材や耕運機を保管される予定です。自作地であり、隣接農地の同意もあります。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>58ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第21号、農地法施行規則第53条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1番について説明させていただきます。申請地は、八女市酒井田にあります三河小学校より南東へ500m程進んだ農地になりま</p>

事務局	<p>す。（議案書朗読）1, 125㎡の内2.25㎡を携帯用基地局用地として賃貸借して利用されるものです。隣接農地はありません。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p>
議長	<p>報告第22号に進みます。</p> <p>報告第22号、農地改良行為の届出について、番号1番、2番は近隣地ですので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明させていただきます。まず、農地改良行為の届出については、10月の協議会によって委員相互の情報共有化を図るということで総会の場で報告するよう決定をされたものです。今回、10月協議会を受けまして報告するものです。</p> <p>農地の改良についてですけれども、農業経営改善のため、切土、盛り土を行った後、農地として現況を形成する行為のことをいいます。代表例といたしましては、田を畑にする場合、あるいは段付きの複数の田を平坦な1枚の田にする場合などがあります。</p> <p>それでは1番及び2番を一括して説明させていただきます。申請地の場所は、ガーデンホール矢部川城より東へ100m程進んだ農地になります。1番（議案書朗読）、2番（議案書朗読）1番、2番とも現況は南・北・東が傾斜地に囲まれた農地で出入りが不便ということで、盛り土して利便性を高めて野菜を作られるという計画です。隣接農地の同意はあります。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号3番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>3番について説明させていただきます。申請地の場所は、ジョイフル忠見店より国道442号線を東へ200m進み、南へ100m程進んだ農地になります。（議案書朗読）稲作を計画されていましたが、</p>

	<p>水利不便ということで盛り土して花木を作付される計画です。以上で ございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものであります ので、質疑にとどめ審議を終わります。 続いて60ページをお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理につい て、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は、八女市国武にあります 北国武集会所より北へ100m程進んだ農地になります。農地の区分 は農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。 (議案書朗読) この土地を太陽光発電設備用地として利用するための 申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。 10月25日に現地確認農業委員、推進委員及び事務局で現地確認 を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北側の花宗川に排 水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほ どよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に 進達いたします。 61ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理につい て、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>1 番についてご説明いたします。申請地は、八女市吉田にあります長峰小学校より北東へ1 k m程進んだ農地になります。農地の区分は概ね1 0 h a以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可でございますが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1 0月2 5日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同様に南側の側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番についてご説明いたします。申請地は、八女市馬場にあります南中学校より北へ2 0 0 m程進んだ農地です。農地の区分は都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1 0月2 5日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道へ排水されます。雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p>

議 長	<p>以上でございます。ご審議のほどをよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明させていただきます。申請地は、八女市忠見にあります忠見小学校より北東へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。(議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、寮の新設に伴い、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>10月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は西側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は、県道城島線の龍ヶ原交差点より北東へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、寄宿舍用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>10月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道へ排水されます。雨水は東側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について説明いたします。場所は、黒木町桑原地区にありますJAふくおか八女のガソリンスタンド東側の側道を160m程北側に進んだ、ふじなみ幼稚園の北側の農地になります。農地の区分は第2種農地と判断します。内容は3番に同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から購入され、資材置場として利用するための申請です。水利委員の承諾はあり、隣接する農地の同意もあります。</p> <p>10月28日に現地調査を行った結果、生活雑排水はありません。雨水は北側の水路へ排水される計画です。排水に関して特段問題ないと確認しております。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、立花町北山の小倉谷公民館より300m程南東に位置する農地になります。農地の区分は第2種農地と判断いたします。内容は3番と同じです。(議案書朗読)こちらの土地を譲受人が譲渡人から譲り受け、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接農地の同意と水利の承諾はとれております。</p> <p>10月25日に現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は溜枡、暗渠を経て北側に隣接するご実家の用水路へ排水される計画で、特段問題ないことを確認しております。</p> <p>また、申請地は令和3年3月30日開催の八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回の申請に至るものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、立花町北山の旧JA北山支店より100m程北西に位置する農地になります。農地の区分は第1種農地と判断いたします。内容は1番と同じです。(議案書朗読)こちらの土地を借人が義理の母である貸人から使用貸借され、住宅用の駐車場と</p>

事務局	<p>して利用するための申請です。今回、北山のご実家を増築されて同居されるにあたり、駐車場が不足するため申請されるものです。隣接農地の同意と水利の承諾はとれております。</p> <p>10月25日に現地確認を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透及び西側側溝へ排水される計画で、特段問題ないことを確認しております。</p> <p>また、申請地は令和3年3月30日開催の八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外決定後、今回の申請に至るものです。ご審議のほどよろしく願います。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">(閉会宣言 3時01分)</p> <p style="text-align: center;">令和3年11月5日</p> <p style="text-align: center;">議長 月足 靖彦</p> <p style="text-align: center;">14番 今村 嗣範</p> <p style="text-align: center;">15番 増永 勝広</p>